

「介護福祉士修学資金等貸付制度」

法人保証の手引き

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター
修学資金係

〒542-0065

大阪府中央区中寺 1-1-54（大阪社会福祉指導センター 4階）

TEL：06-6776-2943（月～金（祝日を除く）9:00～17:00）

FAX：06-6761-5413

<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/>

目次

目次	2
第1部 介護福祉士修学資金貸付制度とは	3
1. 介護福祉士修学資金等貸付制度	3
2. 申し込む前に知ってほしいポイント	3
3. 修学資金の概要	4
第2部 連帯保証人となる場合の要件について	7
1. 申込資格	7
2. 連帯保証金額について	7
3. 事前審査から修学資金貸付契約までの流れ	8
4. 留意点	8
第3部 事前審査について	9
1. 申込手順	9
2. 事前審査受付期間	9
3. 提出書類について	10
4. 作成における諸注意	13
第4部 修学資金貸付申請時及び貸付決定後に必要な提出書類について	14
1. 修学資金貸付申請時の提出書類について	14
2. 事前審査後の提出書類及び手続きについて	15
第5部 関係資料	17
1. 返還免除対象業務	17
2. 介護福祉士修学資金実施要綱および要領	24
3. 大阪福祉人材支援センターのご案内／4. 介護の資格 届出制度のご案内	30

用語の説明

この「法人保証の手引き」の中で使用する略称、及び用語の意味は次の通りです。

修学資金	次の4つの貸付事業を指す。 ・介護福祉士修学資金貸付事業。 ・介護福祉士実務者研修受講貸付事業。 ・離職した介護人材の再就職準備金貸付事業。 ・社会福祉士修学資金貸付事業。
養成施設	介護福祉士・社会福祉士としての必要な知識及び技能を習得させることを目的として、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設。
修学生	介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付の決定を受けた者。貸付を受けた修学資金の返還を終了するか、返還免除になるまで修学生と呼称する。
府社協	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター。
返還免除対象業務 (介護福祉士)	昭和63年2月12日社第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務。 (P. 17 参照)
介護福祉士 (として)	国家試験に合格又は介護福祉士養成施設を修了した者が公益財団法人社会福祉振興・試験センターの登録を受けることにより、介護福祉士の資格を取得した者。
現況報告書	修学生の卒業後の状況を報告するもの。原則毎年4月に府社協へ提出すること。修学生の状況によって返還免除対象業務に従事する意思、国家資格取得の意思を確認する。
休 職	業務従事先の就業規則に定められた範囲内で休暇を取り、在籍はしているが就労していない状態。
離 職	退職し、返還免除対象業務に従事していない状態。

第1部「介護福祉士修学資金等貸付制度とは」

第1部では、介護福祉士修学資金等貸付制度について説明します。
まずは、介護福祉士修学資金等貸付制度の仕組みについてご理解ください。

1. 介護福祉士修学資金等貸付制度

以下の(1)から(4)の貸付事業を実施しています。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

介護福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い介護福祉士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対し修学に必要な費用を無利子で貸し付ける事業

(2) 介護福祉士実務者研修受講貸付事業

介護福祉士を目指し、介護福祉士実務者研修を受講する実務経験3年以上の介護職員に対し受講費用を無利子で貸し付ける事業

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職員として1年以上勤務していた有資格者が、介護職員として再就職するに際し、必要な費用を無利子で貸し付ける事業

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い社会福祉士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対し修学に必要な費用を無利子で貸し付ける事業

※この「法人保証の手引」では、(1) 介護福祉士修学資金貸付事業を中心に説明しますが、(2) (3)、(4) の事業にも適用します。

2. 申し込む前に知ってほしいポイント

- 修学資金は貸付制度(借りるもの)です。申請者が一定の条件を満たせば返還は免除されますが、返還免除に該当しない場合は必ず返さなければなりません。
- 連帯保証人は、債権者(府社協)から返済を迫られたとき、「まずは借りた本人に請求して」と求めること(催告の抗弁)や「借りた本人には返済に回せる財産がまだあるのでそこから返済して」と言うこと(検索の抗弁)はできません。
- 債権者は連帯保証人1人へ全額の返済を求めることができます。こうしたルールから考えると、連帯保証人には、借りた本人と同じくらい重い責任があると言えます。
- また、連帯保証人を引き受ける条件として、養成施設卒業後に「労働契約を締結しなければならないこと」などを約束させることは、労働基準法第17条の前借金相殺の禁止等に抵触しますので、労働契約と奨学金等貸与契約とは明確に切り分け、修学生の貴法人以外での就労や退職の自由を妨げない前提を確保することが必要です。
- 修学生が退学や退職、他の法人へ転職した場合でも、連帯保証人としての契約は無効にはならず、返還免除もしくは返還完了となるまで契約は継続されます。連帯保証人になる際は、大阪府内の介護福祉士の養成確保を支援するという意思をもって引き受けていただきますようお願いします。

3. 修学資金の概要

(1) 修学資金の種類・貸付の方法・貸付期間

修学資金の種類		貸付の方法 (貸付申請者本人名義の口座に振込みます)	貸付期間
介護福祉士修学資金	無利子	原則として3カ月に1回振込 (4月、7月、10月、1月)	申請年度の4月分から卒業まで (正規の修業年限)
実務者研修受講資金	無利子	貸付回数は1人につき1回 200,000円以内を一括振込	
離職した介護人材の 再就職準備金	無利子	貸付回数は1人につき1回 400,000円以内を一括振込	
社会福祉士修学資金	無利子	原則として3カ月に1回振込 (4月、7月、10月、1月)	申請年度の4月分から卒業まで (正規の修業年限)

介護福祉士修学資金の詳細は、以下をご参照ください。なお、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金、社会福祉士修学資金については、各募集要領をご参照ください。

(2) 介護福祉士修学資金貸付 (平成30年度の募集要領より抜粋)

修学資金は、養成施設の在学期間中の修学に必要な費用に充てるものとして、貸付を行います。なお、修学資金は生活保護世帯等の事前申請の場合以外は、進学前に振り込まれることはありません。初回の入金は7月以降になりますので、入学金など入学前に必要な費用は、まずは修学生本人が支払う必要があります。

① 貸付対象

平成30年4月1日時点で、養成施設に在学している人で、経済的理由により修学が困難であると認められ、かつ、養成施設卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として引き続き5年以上返還免除対象業務(P.16)に従事しようとする意思を有している人が申し込みできます。申請者の国籍は問いません。また次のA～Cのいずれかに該当する必要があります。

A 大阪府内の養成施設に在学していること

B 大阪府内に住所を有していること

C A、Bのいずれにも該当しない場合は、養成施設の学生となった年度の前年度は大阪府内に住民登録をしており、養成施設での修学のため転居をしたものであること

② 貸付限度額

- 修学資金 月額 50,000円以内(修学期間中)
- 入学準備金 200,000円以内(平成30年度入学者:初回のみ)
- 就職準備金 200,000円以内(最終回のみ)
- 国家試験受験対策費用 40,000円以内(貸付期間中の一年度あたり)
- 生活費加算

ア. 生活保護世帯に属する人は、下記に定める加算額の借り入れを申し込むことができます。

大阪府級地	市町村名	加算限度額 (12～19歳)
1級地-1	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市 大東市 箕面市 門真市 摂津市 東大阪市	43,300 円
1級地-2	岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 高石市 藤井寺市 四條畷市 交野市 忠岡町	41,360 円
2級地-1	泉佐野市 富田林市 河内長野市 柏原市 羽曳野市 泉南市 大阪狭山市 島本町 熊取町 田尻町	39,400 円
3級地-1	阪南市 豊能町 能勢町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村	35,510 円

※お住まいの市町村により、生活費加算の上限額が異なります。

イ. 生活保護に準ずる経済状況にある世帯に属する申請者(府・市町村民税の非課税世帯に属する人)

月額 25,000円以内

※留学生については生活費加算の対象外です。

③ 連帯保証人についての留意点

修学資金の貸付を受けるには、成人、未成年者にかかわらず連帯保証人が1名必要となります。

なお、未成年者が修学資金を申請する場合は、必ず法定代理人（親権者・後見人）を連帯保証人としてください。ただし、法定代理人が連帯保証人の要件を満たさない場合は、別にもう1名、要件を満たす連帯保証人を設定する必要があります。

連帯保証人には、個人と法人のいずれがなることもできますが、要件を満たさない場合は貸付を受けることができません。連帯保証人は修学生と連帯して返還の義務を負うことになります。

法人の場合は、事前審査が必要ですのでお問い合わせください。（P.9 参照）

※成人年齢について

外国人の場合は、その本国法によって定めることとされております。例えばベトナム、フィリピン、中華人民共和国であれば、18歳を成人年齢と定めているため、18歳以上であれば成人としてみなすことになり、本人が契約を結ぶことができますから、法定代理人の同意は必要ありません。

④ 修学資金の返還免除の要件

次のいずれかに該当する場合は、申請により、貸付金の全額の返還が免除となります。

- ・ 修学生が、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業（P.17 参照）に従事し、かつ、引き続き5年間（※中高年離職者の要件に該当すると認定された場合は3年）従事したとき。
- ・ 登録型のホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した場合は、登録期間が通算 1,825 日以上であり、かつ返還免除対象業務に従事した期間が 900 日以上あること。なお同時に二以上の市町村等において業務に従事した期間は、一の期間として計算し、通算しないものとする。
- ・ 上記に規定する業務に従事している期間内に、業務上の事由により死亡または業務に起因する心身の故障のため、当該業務を継続することができなくなった場合。

⑤ 修学資金の返還についての留意点

ア. 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付契約を解除します。

- ・ 養成施設等を退学し、又は退学させられたとき。
- ・ 修学生であることを辞退したとき。
- ・ 心身の故障のため、養成施設等を卒業する見込みがなくなると認められたとき。
- ・ 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- ・ 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかとなったとき。
- ・ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

イ. 返還

次のいずれかに該当する場合は、修学資金を返還しなければなりません。

- ・ 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- ・ 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ・ 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ・ 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において介護等の業務に従事できなくなったとき。

ウ. 返還の方法

返還の期間は、貸付を受けた期間と同じ期間内です。
借り受けた期間より短い期間や一括での返還も可能です。

例) 2年間の修学で下記のとおり貸付を受けた後に返還になった場合			
「修学資金月額」	50,000 円	×	24 カ月
「入学準備金」	200,000 円		
「就職準備金」	200,000 円		
「国家試験受験対策費用」	40,000 円	×	2 年度
	計 1,680,000 円		
	⇒月々の返還額 70,000 円 (24 カ月月賦)		

エ. 返還の一部免除について

貸付を受けた期間(この期間が2年未満の場合は2年とする)以上、返還免除対象業務に従事した場合は、修学資金の返還を一部免除いたします。一部免除を申請する方は、必ず府社協へお問い合わせください。

$$\frac{\text{業務従事期間(月数)}}{\text{貸付期間(月数)}} \times \frac{2}{5} \quad (\text{※1}) \quad \times \quad \text{貸付金額(円)} = \text{返還免除額(円)} \quad (\text{※2})$$

※1 中高年離職者の方は、2/3 となります。

※2 計算された返還免除額の 1 円未満は切り捨てます。

【免除額の例】

(1) 貸付額が 160 万円、貸付を受けた期間が 24 ヶ月であり、36 ヶ月間業務に従事した場合。

【免除額の例】

(1) 貸付額が 160 万円、貸付を受けた期間が 24 ヶ月であり、36 ヶ月業務に従事した場合。

$$\frac{36 \text{ カ月}}{24 \text{ カ月}} \times \frac{2}{5} \times 160 \text{ 万円} = 96 \text{ 万円}$$

⇨ 96 万円 返還を免除します。したがって、返還金額は 64 万円となります。

(2) 貸付額が 80 万円、貸付を受けた期間が 12 カ月であり、20 カ月間業務に従事した場合。

⇨ 業務従事期間が「24 カ月以上」の条件を満たしていないため、一部免除の対象とはなりません。

第2部 連帯保証人となる場合の要件について

第2部では、法人が連帯保証人になる場合の要件について説明します。

連帯保証を予定している法人につきましては、連帯保証人としての要件を満たすか、いくらまで(上限金額)保証が可能かを確認するために、事前に審査をさせていただきます。

1. 申込資格

●法人が連帯保証人になるには、下記の要件をすべて満たす必要があります。

(ア) 申込前5年以上にわたって、返還免除対象業務を営んでいること。

(イ) 大阪府内において、返還免除対象業務を営んでいること。

(ウ) 財務状況が健全であり、保証能力を有していること。

項 目	審査内容
①5年以上の活動実績	・履歴事項全部証明書および5年分の貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書等（法人単位のみで可。付属明細書は不要）
②収支状況	・資産合計－負債合計 ※5年間すべて黒字であること
③流動比率	・（流動資産÷流動負債）×100（%）＝ 150%以上
④自己資本比率	・（純資産の部合計÷負債及び純資産の部合計）×100（%）＝ 10%以上

(エ) 過去5年以内において、次の事項に該当していないこと。

- ・営業を廃止又は解散していないこと。
- ・破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと。
- ・財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと。
- ・財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと。
- ・営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

(オ) 中央福祉人材センター及び大阪福祉人材支援センターが運営する「福祉のお仕事」サイトにおいて、大阪府内の事業所登録を行っており、求人を出していること。

(カ) 「介護福祉士修学資金等法人保証申込書」に必要な添付書類が提出できること。

2. 連帯保証金額について

●審査では、単年度の連帯保証金額を査定いたします。次年度以降も連帯保証をお考えの場合は、事前審査を受け、承認の可否および連帯保証金額の査定を受けてください

単年度の連帯保証金額の 限度額	・連帯保証希望金額。ただし、以下金額を上限とする 初年度 ：「連帯保証可能金額」または「3,000万円」のいずれか低い金額 継続 ：（「連帯保証可能金額」－「これまでの連帯保証金額の累積額」） または「3,000万円」のいずれか低い金額
連帯保証可能金額 （複数年度の累積限度額）	・（流動資産－流動負債）×20（%）の金額

※流動資産および流動負債は、直前年度のものから算出いたします。

（参考）承認金額の例 （流動資産－流動負債）×20%＝2,000万円の場合

- ・**初年度** 連帯保証希望金額3,000万円 → 承認金額2,000万円
- ・**継続** 前年度の連帯保証金額1,000万円 → 承認金額1,000万円

3. 事前審査から修学資金貸付契約までの流れ

(1) 事前審査

事前審査のために提出された書類をもとに、審査を行います (P.9)。

審査後、承認された法人には、連帯保証可能額も合わせて決定されます。

(2) 貸付申請

法人は修学資金貸付申請に際して、必要な書類を申請者にお渡しください (P.14)。

(3) 貸付決定・契約

修学資金貸付決定となれば、申請者は借用証書、誓約書の提出が必要になります。

借用証書、誓約書を作成するにあたり、連帯保証人欄に記入、社印を捺印していただき、

印鑑登録証明書を申請者にお渡しください。

(4) 振込

申請者名義の銀行口座に振込みます。

4. 留意点

連帯保証人を引き受けるにあたり、法人としては将来的に長く就労してもらいたいという期待があるかもしれませんが、修学生に連帯保証をした介護施設等において「将来的な労働契約を締結しなければならないこと」などを約束させることは、労働基準法第17条の前借金相殺の禁止等に抵触します。

また、退職することに対して、労働契約の不履行として違約金を定めるなどの契約を行うことは、労働基準法第16条の賠償予定の禁止に抵触します。

そのため、連帯保証を引き受けることと労働契約は明確に切り分け、修学生の他の介護施設等での就労や退職の自由を妨げない前提を確保した上で、連帯保証人となるように条件を整備してください。

なお、退学や資格取得の意思がなくなった場合など、返還事由に当てはまる場合 (P.5 参照) については、**連帯保証人である法人へ返還の請求をさせていただくことがあります。**その際に、修学生とのトラブルが生じることのないよう、予め十分意思疎通に努めていただくようお願いいたします。

3部 事前審査について

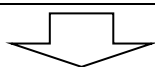
第3部では、事前審査について説明します。

連帯保証人としての要件を満たすか、いくらまで(上限金額)保証が可能かを確認するために、どのような書類を整えたらよいか、ひとつひとつ確認していきましょう。提出いただいた書類をもとに、府社協において審査を行います。

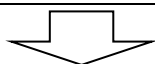
1. 申込手順

申込の手順は次のとおりです。審査上必要な書類がある場合、別途提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

1	大阪福祉人材支援センターのホームページから、「介護福祉士修学資金等法人保証申込書」をダウンロードしてください。
---	---



2	(1) 今回初めて、事前審査の申込をする法人は、次の書類を提出してください。 ① 介護福祉士修学資金等法人保証申込書(A4版両面もしくはA3版) ② 履歴事項全部証明書(発行後3カ月以内の原本) ③ 決算関係書類(5年分の原本証明したもの) ④ 当該年度の事業計画書(原本証明したもの) ⑤ 直近年度の法人税納税証明書(その3の3)(未納の税がないことの証明書の原本) ⑥ 法人もしくは事業所のパンフレット等(代表的なもの)
	⑦ 定款変更する社会福祉法人は変更後の定款(原本証明したもの) ⑧ 社会福祉法人以外の法人は連帯保証に関する内部規定(原本証明したもの) (2) 以前に事前審査を受けられている法人は、次の書類を提出してください。 ① 介護福祉士修学資金等法人保証申込書(A4版両面もしくはA3版) ② 決算関係書類(直近年度の1年分の原本証明したもの) ③ 当該年度の事業計画書(原本証明したもの) ④ 直近年度の法人税納税証明書(その3の3)(未納の税がないことの証明書の原本)



3	郵送もしくは持参により大阪福祉人材支援センターへご提出ください。
---	----------------------------------

■ 申込手続き後の流れ(審査)

- ・書類の提出後、概ね2週間以内で審査を実施し、審査結果は郵送にて通知いたします。
- ・なお、承認決定時には、「審査承認番号」および「承認金額」をお知らせします。
- ・不備や不足書類があった場合、府社協から返送します。定められた期日までに再提出がない場合、審査を進めることができない場合がありますので、ご注意ください。

2. 事前審査受付期間

事前審査受付期間については、大阪福祉人材支援センターのホームページに掲載します。

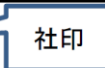
この事前審査受付期間を過ぎても、事前審査することは可能ですが、審査に時間を要する場合があります。

修学資金の申請を希望する方の連帯保証人を引き受ける場合、受付期間内に事前審査を受けていただきますようお願いいたします。

3. 提出書類について

(1) 介護福祉士修学資金等法人保証申込書

大阪福祉人材支援センターのホームページよりダウンロードしていただけます。

介護福祉士修学資金等 法人保証申込書 (法人用)						
① 法人基本情報						
フリガナ	シャカイフクシホウジン ジンザイフクシカイ					
名称	社会福祉法人 人材福祉会					
フリガナ	リジチョウ ジンザイ タロウ					
代表者	役職	理事長	氏名	人材 太郎	印  社印	
所在地	〒542-0065 大阪府中央区中寺1-1-54					
代表TEL	06(6776)2943		代表FAX	06(6761)5413		
HP	http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/					
設立年月日	1977年7月1日	資本金	社会福祉法人のため、なし	決算時期	毎年 3 月末	
事業分野	高齢者(介護保険施設)、高齢者(介護保険施設以外)、その他福祉					
実施事業種別	特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
事業所所在地	大阪市、池田市、能勢町、					
総職員数	332人		府社協審査承認番号	H30-001		
記入の方法が分からない場合は、WEBサイト「福祉のお仕事」の事業所登録内容を参考にしてください。 事前審査を受け、承認されている法人は審査承認番号を記入してください。						
② 財務状況 ※平成29年度決算が終わっている場合は、29年度を含めた過去5年 (千円)						
過去5年における 債務状況 【貸借対照表】		H29※	H28	H27	H26	H25
	資産合計	6,497,055	6,183,761	6,115,999	6,048,237	5,980,475
	負債合計	1,354,668	1,196,382	1,148,620	1,061,958	1,056,526
	差額	5,142,387	4,987,379	4,967,379	4,986,279	4,923,949
※5年間すべて黒字であること						
流動比率 【貸借対照表】 H29※	流動資産	682,979	÷	流動負債	316,979	= 215% %
※150%以上あること						
自己資本比率 【貸借対照表】 H29※	純資産の部合計	5,142,387	÷	負債及び純資産の部合計	6,497,055	= 79% %
※10%以上あること						
連帯保証希望金額	平成31(2019)年度	12,000,000				円
③ 連絡先						
担当者	役職	人事課長	氏名	確保 花子		
送付先	大阪府中央区中寺1-1-54					
TEL	06(6776)2943		メール	kakuho.h@osakafusyakyo.or.jp		

④連帯保証要件の確認

【基本要件】※すべてにチェック

- ☐ 貸付制度における返還免除対象業務を申込み前5年以上にわたって営んでいる法人であること。
- ☐ 大阪府内において、返還免除対象業務を営んでいること。
- ☐ 過去5年以内において、営業を廃止又は解散していないこと、破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと、財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと、財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分を受けていないこと、営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- ☐ WEBサイト「福祉のお仕事」において事業所登録を行ってし
(事業所番号 27ー 検索方法が分からない場合は、大阪福祉人材支援センターへお問い合わせください。)
- ☐ 連帯保証した修学生が他の法人へ就職を希望した場合、本貸付の連帯保証に関する違約金や損害金などを請求しないこと。
- ☐ 連帯保証した修学生が返還となった場合、法人が返還額を全額返還することを了承すること。

【修学資金申請者との関係】

- ☐ 修学資金の申請者と修学資金の契約日時点でアルバイトを含む雇用契約を交わす意思がある。
- ☐ (社会福祉法人)定款において公益事業として介護福祉士修学資金等貸付事業の連帯保証を行う。
- ☐ (医療法人・株式会社等)内部規定により連帯保証を行うことを定めている。
- ☐ その他(内部規定の提出が必要です。)

⑤添付書類

ア. はじめて法人保証の事前審査を申込みされる法人は、下記の書類を提出してください。

- ☐ 履歴事項全部証明書(原本、申し込み日前3ヵ月以内発行)
- ☐ 決算書などの財務諸表(過去5年分の原本証明したもの)
- ☐ 事業計画書(原本証明したもの)
- ☐ 法人税納税証明書その3の3 (原本、直近年度、未納の税がない旨記載されているもの)
- ☐ 申告が免除されている法人
- ☐ 法人もしくは事業所のパンフレット等(代表的なもの)
- ☐ 定款変更する社会福祉法人は、変更後の定款(原本証明したもの)
- ☐ 社会福祉法人以外の法人は連帯保証に関する内部規定(原本証明したもの)

イ. 以前に法人保証の事前審査を申込みされている法人は、下記の書類を提出してください。

- ☐ 決算書などの財務諸表(直近年度分の原本証明したもの)
- ☐ 事業計画書(原本証明したもの)
- ☐ 法人税納税証明書その3の3 (原本、直近年度、未納の税がない旨記載されているもの)
- ☐ 申告が免除されている法人

(提出書類についての諸注意)

- 黒または青色の消せないボールペンで記入してください。
- 修正をする場合、修正液や修正テープは使用しないでください。
二重線で消した上で訂正印を押し、正しい事項を記入してください。

（記入に際しての注意点）**① 法人基本情報**

法人の基本情報について記入をお願いします。

内容については履歴事項全部証明書や法人パンフレットと相違ないか、確認いたします。

記入内容に不明な点があれば、福祉のお仕事サイトの事業所登録内容を参考にご記入ください。

印鑑は法人の社印を押印してください。

② 財務状況

項 目	内 容
過去 5 年における債務状況	・5 年分の貸借対照表より転記してください。
流動比率	・直近年度の貸借対照表より転記してください。
自己資本比率	・直近年度の貸借対照表より転記してください。
連帯保証希望金額	・申込希望年度における、連帯保証を行う予定の希望金額を記入してください。

③ 連絡先

本申し込みについて、問い合わせ窓口となる方の連絡先をご記入ください。

（2）履歴事項全部証明書（発行後 3 カ月以内）

- 法務局にて、履歴事項全部証明書を取得し、原本を提出してください。

（3）決算関係書類（5 年分）

- 提出の必要な書類…原本証明したものを提出してください。
 - ・いずれの決算書類も勘定科目ごとの金額が分かるものを提出してください。
 - ・掲載の省略により、内訳が不明なものについては別に確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

社会福祉法人	医療法人	株式会社等	NPO 法人
・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業活動計算書	・貸借対照表 ・損益計算書	・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュフロー計算書 （作成している場合） ・株主資本等変動計算書	・貸借対照表 ・事業活動計算書

（4）事業計画書

- 当該年度の事業計画書（役員会で承認されているもの）の原本証明したものを提出してください。

（5）法人税納税証明書（その 3 の 3）

- 未納の税がないことの証明書の原本を提出してください。
 税務申告が免除となっている社会福祉法人は、申込書の添付書類の欄にチェックしてください。

（6）法人もしくは事業所のパンフレット

- 法人もしくは事業所のパンフレットを提出してください。それぞれの事業所が複数のパンフレットを作成している場合、代表的なものを一部いただければ結構です。

（７）定款変更をする社会福祉法人は変更後の定款

- 修学資金の申請者が社会福祉法人の従業者（アルバイトを含む）でない場合は、介護人材の育成事業として連帯保証を行うこととなるため、公益事業として定款の条文に謳われることが必要となります。一定の手続きをしていただき、変更された定款の原本証明したものを提出してください（P.14）。

（８）社会福祉法人以外の法人は連帯保証に関する内部規定

- 医療法人は、従業者と雇用契約がある場合は福利厚生の一環として連帯保証人となることが可能です。雇用関係がない場合でも、当該医療法人が運営する介護事業所の人材確保の目的の範囲内であれば、連帯保証することが可能です。なお、雇用関係の有無に関わらず、内部規定を制定する必要がありますので、内部規定の原本証明したものを提出してください（P.14）。
- 社会福祉法人・医療法人以外の法人は、雇用関係の有無に関わらず、内部規定を制定する必要がありますので、内部規定の原本証明したものを提出してください（P.15）。

４．作成における諸注意

共通

- ① 黒または青色の消せないボールペンで記入してください。鉛筆やこすると消えるボールペンを使用した場合、作成しなおしていただきます。
- ② 修正する場合、修正液や修正テープは使用しないでください。二重線で消した上で訂正印を押し、余白に正しい事項を書いてください。
- ③ 住所は、それぞれの欄に正確に記入してください。「同上」、「〃」などは認められません。
- ④ 用紙をコピーして使用する場合は、同じサイズ、方向にコピーして使ってください。

第4部 修学資金貸付申請時及び貸付決定後に必要な提出書類について

第4部では、事前審査において承認された法人が、修学資金貸付申請時以降に用意していただく必要な書類について説明します。

1. 修学資金貸付申請時の提出書類について

法人格により、提出書類が異なります。

① 社会福祉法人の場合

修学資金の申請者が、法人の従業者であるか否かにより、必要な手続き及び提出書類が異なります。

申請者と法人の雇用契約	定款の変更	提出書類
有り	必要なし 「従業者への福利厚生の一環」であり、定款の変更は必要ありません。	○ 雇用契約書 の写し(原本証明したもの)。 ○理事会等において申請者の法人保証を行うことが決議された 議事録 (原本証明したもの)。 ※「対象者」「貸付総額」が記載されていること
無し	必要 ○定款の条文中に公益事業「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業」を謳うことになります。 ○定款の変更は、評議員会の議決が必要です。	○理事会等において申請者の法人保証を行うことが決議された 議事録 (原本証明したもの)。 ※「対象者」「貸付総額」が記載されていること。 ○直接の雇用関係ではなく、派遣会社から派遣されている従業員の場合は、派遣会社と法人との 契約書 (原本証明したもの)。

※定款の変更を要する社会福祉法人は、事前審査申込時に変更後の定款を提出してください。

② 医療法人の場合

修学資金の申請者が、法人の従業者であるか否かにより、必要な手続き及び提出書類が異なります。

申請者と法人の雇用契約	内部規定	提出書類
有り	内部規定が必要 「従業者への福利厚生の一環」であり、法人として連帯保証人となることは可能ですが、連帯保証人に関する 内部規定 が必要です。 ○内部規定とは 連帯保証を行うことに関して法人で定めている内部規程であり、「連帯保証する対象や選考方法、法人が代位弁済する際の本人との返還方法等の要件」を定めたものです。	○ 雇用契約書 の写し。(原本証明したもの) ○理事会等において申請者の法人保証を行うことが決議された 議事録 又は 稟議書 (原本証明したもの)。 ※「対象者」「貸付総額」が記載されていること。 ※稟議書の場合は、代表者等の決裁捺印のあるもの。
無し	内部規定が必要 法人が運営する介護事業所の人材確保を目的とする場合に限り、連帯保証人になることができます。	○直接の雇用関係ではなく、派遣会社から派遣されている従業員の場合は、派遣会社と法人との 契約書 (原本証明したもの)。 ○理事会等において申請者の法人保証を行うことが決議された 議事録 又は 稟議書 (原本証明したもの)。 ※「対象者」「貸付総額」が記載されていること。 ※稟議書の場合は、代表者等の決裁捺印のあるもの。

※事前審査申込時に内部規定を提出してください。

③ 株式会社等の場合

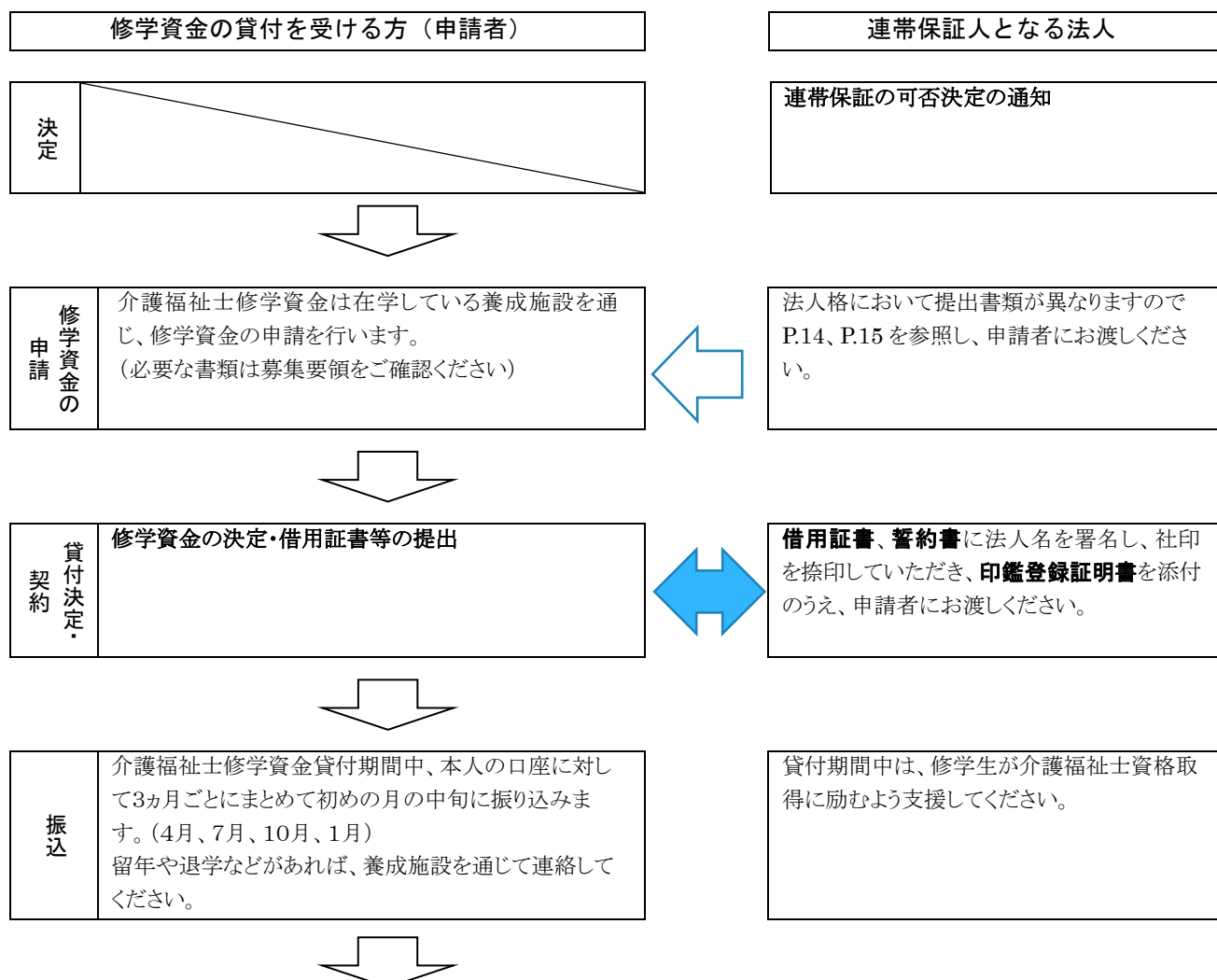
申請者と法人の雇用契約	内部規定	提出書類
有無に関わらず	内部規定が必要 ○内部規定とは 連帯保証を行うことに関して法人で定めている内部規程であり、「連帯保証する対象や選考方法、法人が代位弁済する際の本人との返還方法等の要件」を定めたものです。	○直接の雇用契約がある場合は、 雇用契約書 の写し(原本証明したもの)。 ○直接の雇用関係ではなく、派遣会社から派遣されている従業員の場合は、派遣会社と法人との 契約書 (原本証明したもの)。 ○理事会等において申請者の法人保証を行うことが決議された 議事録 又は 稟議書 (原本証明したもの)。 ※「対象者」「貸付総額」が記載されていること。 ※稟議書の場合は、代表者等の決裁捺印のあるもの。

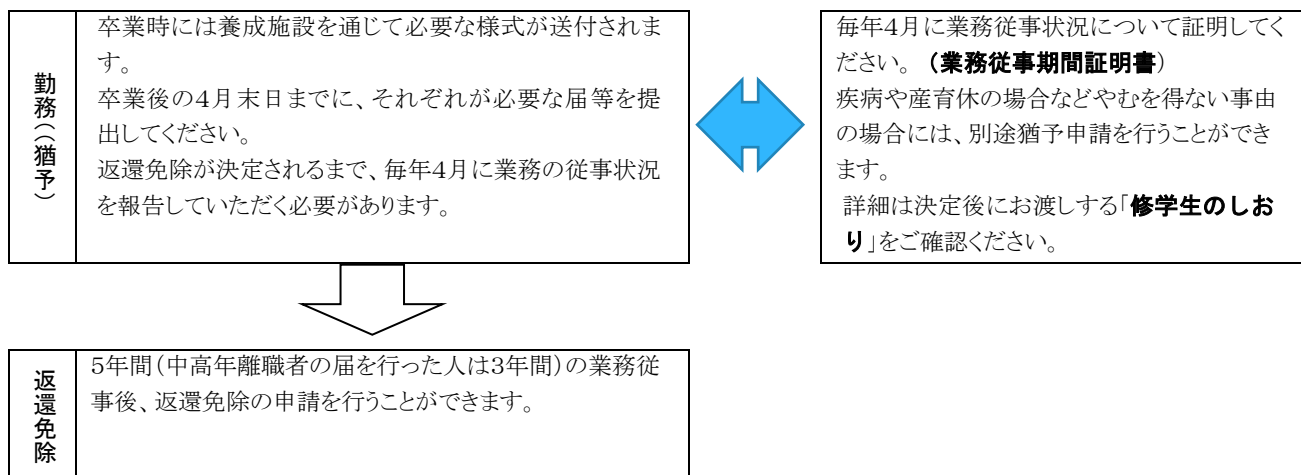
※事前審査申込時に内部規定を提出してください。

2. 事前審査後の提出書類及び手続きについて

※介護福祉士修学資金の場合

事前審査の結果、承認決定後の提出書類及び手続き等の概要は次の通りです。





重要

下記の事由にあたる場合、返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、本人と連帯保証人とは責任を持って返還しなければなりません。

- ① 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- ② 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③ 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において介護等の業務に従事できなくなったとき。

第5部 関係資料

1. 返還免除対象業務

返還免除対象業務に該当するか不明な場合はお問い合わせください。

【介護業務】

●老人福祉法・介護保険関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 特別養護老人ホーム 指定居宅サービス(訪問介護) 指定介護予防居宅サービス 指定通所介護 指定介護予防通所介護 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護 指定地域密着型サービス 指定夜間対応型訪問介護 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定複合型サービス 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス) 有料老人ホーム 介護老人保健施設	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者 例 介護職員 訪問介護員、ホームヘルパー等 介護従業者 介助員 支援員など

●障害者総合支援法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
障害福祉サービス事業のうち下記事業 ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 生活介護 ・ 短期入所 ・ 共同生活介護(ケアホーム) ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 ・ 共同生活援助(グループホーム) ・ 療養介護 身体障害者更生援護施設 ・ 身体障害者更生施設 ・ 身体障害者療護施設 ・ 身体障害者授産施設 身体障害者福祉工場 知的障害者援護施設 ・ 知的障害者更生施設	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者 例 介護職員 世話人 生活支援員 指導員 など

・ 知的障害者授産施設 ・ 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉工場 精神障害者社会復帰施設 ・ 精神障害者生活訓練施設 ・ 精神障害者授産施設 ・ 精神障害者福祉工場 地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設 児童デイサービスを行っている事業所 在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設 知的障害者通所援護事業を行っている施設 移動支援事業 身体障害者自立支援事業 日中一時支援事業 生活サポート事業を行っている施設 身体障害者自立支援事業 日中一時支援事業 生活サポート事業	
---	--

●児童福祉法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
障害児通所支援事業を行う施設 児童発達支援センター及び障害児入所施設 ・ 知的障害児施設 ・ 知的障害児通園施設 ・ 盲ろうあ児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 重症心身障害児施設 ・ 重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員 例 保育士 介助員 看護補助者など

●生活保護法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
救護施設及び更生施設	主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員、介助員など

●その他の社会福祉施設

施設・事業種類	職種
地域福祉センターの職員 隣保館デイサービス事業 介護等の便宜を供与する事業 ・ 個人の家庭において就業する家政婦 ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 労災特別介護施設	主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員 介護・介助員 看護補助者 個人の家庭において介護等の業務を行う家政婦等

●病院・診療所(医療法、健康保険法等に基づく)

施設・事業種類	職種
指定介護療養型医療施設 病院又は診療所 病棟等のうち、介護力を強化したもの ・ 精神病床により構成される病棟等 ・ 療養病床により構成される病棟等 ・ 一般病床により構成される病棟等	主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員 看護補助者 看護助手 など

【相談援助業務】

●第1号 地域保健法に規定する施設

施設・事業種類	職種
保健所	精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー

●第2号 児童福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司 児童指導員 保育士
母子生活支援施設	母子支援員 少年指導職員(少年を指導する職員) 個別対応職員
児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導担当職員 児童発達支援管理責任者
児童心理治療施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
児童家庭支援センター	児童・母子家庭に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員
障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第3号 医療法に規定する施設

施設・事業種類	職種
病院及び診療所	次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員 (ア) 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 (イ) 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 (ウ) 患者の社会復帰に係る相談援助 (エ) 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

●第4号 身体障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー
身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員

●第5号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設

施設・事業種類	職種
精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の ・精神保健福祉相談員 ・精神保健福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー

●第6号 生活保護法に規定する施設

施設・事業種類	職種
救護施設及び更生施設	生活指導員

●第7号 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所

施設・事業種類	職種
福祉に関する事務所	指導監督を行う所員(査察指導員) 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事(老人福祉指導主事) 現業を行う所員(現業員) 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事) 専任の家庭相談員 面接相談員 専任の婦人相談員 専任の母子自立支援員

●第8号 売春防止法に規定する施設

施設・事業種類	職種
婦人相談所	相談指導員 判定員 専任の婦人相談員
婦人保護施設	入所者を指導する職員

●第9号 知的障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー

●第10号 老人福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人短期入所施設 老人デイサービスセンター 老人介護支援センター	生活相談員 主任生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員 老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員

●第11号 母子及び寡婦福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
母子福祉センター	母子の相談を行う職員

●第12号 介護保険法に規定する施設

施設・事業種類	職種
介護保険施設 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設)	生活相談員・支援相談員 介護支援専門員
指定介護療養型医療施設	生活相談員 介護支援専門員
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

●第13号 障害者総合支援法に規定する施設

施設・事業種類	職種
障害者支援施設	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者
地域活動支援センター	指導員
福祉ホーム	管理人
身体障害者更生援護施設	生活支援員 指導員
精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員 管理人
知的障害者援護施設	生活支援員
障害福祉サービス事業	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者
一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第1号～第13号の施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

施設・事業種類	職種
有料老人ホーム（老人福祉法）	生活相談員
指定特定施設入居者生活介護を行う施設（介護保険法） ・ 指定居宅サービス ・ 指定地域密着型サービス ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 指定介護予防サービス ・ 介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員 計画作成担当者
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員
介護保険法に基づく ・ 通所介護を行う施設 ・ 介護予防通所介護を行う施設 ・ 指定短期入所生活介護を行う施設 ・ 短期入所生活介護を行う施設 ・ 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・ 介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・ 指定通所リハビリテーション ・ 介護予防通所リハビリテーション ・ 指定短期入所療養介護 ・ 介護予防短期入所療養介護を行う施設	生活相談員 支援相談員
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーター オペレーションセンター従業者
介護保険法に基づく ・ 指定認知症対応型通所介護 ・ 指定介護予防認知症対応型通所介護 ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 指定小規模多機能型居宅介護 ・ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 指定認知症対応型共同生活介護 ・ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・ 指定複合型サービス	生活相談員 介護支援専門員
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員
居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
高齢者生活福祉センター運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている専任の職員
重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員 保育士
点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員
障害福祉サービス事業のうち ・ 短期入所 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 共同生活介護	相談援助業務を行っている専任の職員

・ 共同生活援助 ・ 知的障害児施設 ・ 知的障害児通園施設 ・ 盲ろうあ児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・	
重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導を担当する職員
児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業	相談支援専門員
障害者相談支援事業障害児等療育支援事業を行っている施設（「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記7（4）に基づく「身体障害者自立支援事業」、別記7（9）に基づく「日中一時支援事業」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添3に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設）	相談援助業務を行っている専任の職員
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域移行推進員
「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設と同様な治療等を行うため都道府県から委託を受けた指定医療機関（児童福祉法）	児童指導員 保育士
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	相談援助業務を行っている専任の指導員 ケースワーカー
知的障害者福祉工場 （「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場）	相談援助業務を行っている専任の指導員
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員 （「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員）
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
障害者雇用支援センター	業務を行う職員
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 生活支援担当職員 （「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員）
乳児院（児童福祉法）	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員・指導員
子育て短期支援事業を行っている	相談援助業務を行っている専任の職員
・ 児童養護施設 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院及び保育所 等	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	相談援助業務を行っている専任の相談員
一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員

地域子育て支援拠点事業を行っている施設 (「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(平成23年9月30日付け雇児発第0930号第1号)別添4「次世代育成支援対策推進事業評価基準」に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設(「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(平成20年11月28日付け雇児発第1128003号)に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設及び「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日付け雇児発第396号)別添9(地域子育て支援拠点事業実施要綱)に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設を含む。))	相談援助業務を行っている専任の職員
授産施設及び宿所提供施設(生活保護法)	指導員
隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員
都道府県社会福祉協議会	専門員 (「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添10(日常生活自立支援事業実施要領)5に規定する専門員)
市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている専任の職員 (「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている専任の職員)
地方更生保護委員会及び保護観察所 (更生保護法(平成19年法律第88号)第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所)	保護観察官
更生保護施設	補導主任 補導員
労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている専任の相談員
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
生活困窮者自立支援法に基づく 自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計相談支援員
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員
熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員

以上は、介護福祉士修学資金貸付事業、社会福祉士修学資金貸付事業に係る返還免除対象業務。

実務者研修貸付事業については、上記の相談援助業務は対象外。

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業は、大阪府内にて介護保険法に規定する居宅サービス等を提供する事業所または施設において介護職員として週20時間以上の勤務を行うこと。

2. 介護福祉士修学資金実施要綱および要領

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)は、大阪府内における介護福祉士指定養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得をめざす学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的として予算の範囲内で貸付けを行う。

(貸付対象)

第2条 修学資金の対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第3号又は第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「養成施設」という。)に在学する者で、次の各号に掲げる要件にいずれにも該当する者とする。

- (1) 修学に際し、経済的援助を必要としていること。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、大阪府内において、介護福祉士として昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長通知・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、かつ、5年間引き続きこれらの業務に従事する意思を有すること。{中高年離職者[入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。]が当該施設に従事した場合にあっては、3年間とする}
- (3) 次の1から3のいずれかに該当する者。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものとする。
 - 1 大阪府に住民登録している者であって、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において返還対象業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。))において、返還免除対象業務に従事する場合は、大阪府及び当該記載県の区域とする。以下同じ。))において返還免除対象業務に従事する意思のある者
 - 2 大阪府に所在する養成施設の学生であって、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思のある者
 - 3 養成施設の学生となった年度の前年度に大阪府に住民登録をしていた者であり、かつ、養成施設での修学のため転居をしたものであって、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思のある者

(貸付期間及び貸付額等)

第3条 貸付期間は、養成施設に在学する期間で正規の修学期間内とする。

- 2 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、貸付の初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができる。
- 3 平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者については介護福祉士国家試験受験対策費用として一年度当たり40,000円以内を加算することができる。
- 4 要綱第3の2に定める貸付額と別に優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者については生活費を加算することができる。ただし、貸付額は、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算(以下「生活費加算」という。)とする。併せて、学費相当分(月額50,000円以内)の貸付を行う。ただし、生活費加算のみの貸付を行うことはできない。
- 5 生活費加算の貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 貸付申請時に生活保護受給世帯に属する者
 - (2) (1)に準ずる経済状況にある者として、次のいずれかに該当し、当会が必要と認める者(前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者)
 - ・ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ・ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ・ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - ・ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- 6 貸付利子は、無利子とする。
- 7 貸付金の交付は分割または月決めの方法によるものとする。

(貸付申請)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸付申請書に必要書類を添付して、修学する養成施設を通じて社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長(以下「会長」という)に申請しなければならない。

- 2 養成施設は申請者から申請書の提出を受けたときは、厳正に審査し、適当と認める者に対して、推薦状を添付して会長に提出するものとする。
- 3 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合において、貸付申請者が貸付申請時に生活保護受給世帯の者である場合の取扱いについては、申請者が修学資金貸付申請書に必要書類を添付して、直接会長に申請するものとする。

(貸付決定)

第5条 会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは修学資金の貸付けを決定する。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者(申請者)は、連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付の休止)

第7条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」)が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 会長は、修学生が引き続き1月を超えて休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を休止する。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、当該修学生が復学した日の属する月の翌日以降の月の分として貸与されたものとみなす。

3 会長は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還)

第8条 前項第3項の規定に基づき、修学生は、この要綱及び要領の定めるところにより貸付けを受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

2 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月から貸付けを受けた期間(前条2項の規定により貸付を休止された期間を除く。)内に、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき

(2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。

(3) 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

(4) 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において介護等の業務に従事できなくなったとき。

(債務の当然免除)

第9条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還債務を免除する。

(1) 修学生が、養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年間{中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)}が当該業務に従事した場合にあっては、3年間}に従事したとき。

(2) ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者については、前号の規定にかかわらず、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、「介護等の業務」に従事した期間が 900 日以上あること。
ただし、中高年離職者については、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、「介護等の業務」に従事した期間が 540 日以上あること。

なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

(3) 第1号又は第2号に規定する業務に従事している期間内に、当該業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

2 前項第1号から第3号の場合において、災害、負傷、疾病その他やむを得ない事由により介護等の業務に従事できなかったときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該規定における業務の従事期間には、業務に従事できなかった期間は算入しない。

(債務の裁量免除)

第10条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、貸付けた修学資金に係る債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事した場合で、その期間が修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間を超えたとき、返還の債務の額の一部。

(2) 死亡し、又は心身の故障その他特別の事由により貸付けを受けた修学資金を返還する能力を失ったと認められるとき、返還の債務の額の全部または一部。

(3) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難と認められる場合であって、返還期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき、返還の債務の額の全部または一部。

(返還の当然猶予)

第11条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には当該事由が継続している間、修学資金の返還を猶予する。

(1) 修学資金の貸付けを廃止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(2) 介護福祉士に係る養成施設に在学中に修学生であった者が社会福祉士に係る養成施設に在学しているとき

(返還の裁量猶予)

第12条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利息の徴収)

第13条 会長は修学生が正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるとき又は、修学生に災害その他の理由により返還することについてやむを得ない理由がある場合は、この限りではなく当該延滞利息を債権として調停しないことができる。

(養成施設の責務)

第14条 この事業の実施に当たって、養成施設は常に会長及び修学生等との連絡を密にし、卒業後等においても、指導等を十分に行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要綱(以下「要綱」という。)第15条の規定に基づき修学資金の貸付に関し、必要な事項について定める。

(貸付けの申請)

- 第2条 要綱第4条の規定により社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸付申請書(様式第1-1号)に住民票の謄本を添付して、要綱第2条に規定する養成施設(以下「養成施設」という。)の長に提出するものとする。ただし、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合においては、申請者が修学資金貸付申請書(様式第1-3号)に必要書類を添付して、直接社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。
- 2 要綱第3条の規定による介護福祉士国家試験受験対策費用の貸付けを希望する申請者は、養成施設の長に、養成施設を卒業後に介護福祉士国家試験を受験することを誓約しなければならない。
 - 3 養成施設の長は申請者から申請書の提出を受けたときは、厳正に審査し、適当と認める者に対して、推薦状(様式第2-1号)を添えて会長に提出しなければならない。ただし、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合においては、養成施設の長による推薦状に代えて、在学する高校の内申書、調査書および生活保護受給世帯は福祉事務所長による保護意見書(様式2-2)を提出するものとする。

(連帯保証人)

- 第3条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。
- 2 前項の連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 日本国内に居住する成年の者で独立の生計を営み、安定した収入がある65歳未満の者。
 - (2) 5年以上返還免除対象業務を営んでおり、かつ財務状況が健全であり、保証能力を有している法人。
 - 3 申請者が未成年者であるときは、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、その法定代理人が前項の要件を満たしていない場合は、前項の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。
 - 4 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)と連帯して債務を負担するものとする。
 - 5 修学生が、連帯保証人を変更しようとするときは、変更申請書(様式第17-1号)を会長に提出し承認を受けなければならない。

(結果の通知)

第4条 会長は、修学資金の貸付けの適否を決定したときは修学生決定通知書(様式第3-1号)、修学生不承認通知書(様式第3-2号)により、養成施設を通じ申請者に通知するものとする。ただし、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合においては、申請者に、直接修学生決定通知書(様式第3-3号)、修学生不承認通知書(様式第3-4号)により貸付けの適否と通知するものとする。

(修学資金借用証書等)

- 第5条 修学生となった者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、連帯保証人と連署した修学資金借用証書(様式第5号)及び誓約書(様式第4号)に必要書類を添付し養成施設の長を通じて会長に提出しなければならない。ただし、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合においては、修学生が直接会長に提出するものとする。
- 2 前項の期間内に修学資金借用証書及び誓約書を提出しない者は、修学生となることを辞退したものとみなす。
 - 3 貸付決定した金額(貸付条件)に変更が生じた場合は、養成施設を通じ、貸付額・貸付条件変更申請書(様式1-2号)を会長に提出し会長の承認を受けなければならない。

(修学資金の交付)

- 第6条 会長は、前条第1項の規定により修学資金借用証書及び誓約書の提出があったときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付する。
- 2 修学資金の交付は分割の方法により交付するものとし、1回につき3ヶ月分ずつ口座振込の方法により交付する。
 - 3 分割交付の時期は、別に定める。

(貸付けの休止)

第7条 修学生が引き続き1月を超えて休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付けを休止する。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(貸付契約の解除)

- 第8条 修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付契約を解除する。
- (1) 養成施設を退学し、又は退学させられたとき。
 - (2) 修学生であることを辞退したとき。
 - (3) 心身の故障のため、養成施設を卒業する見込みがなくなると認められたとき。

- (4) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかとなったとき。
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の方法)

第9条 要綱第8条第1項に規定する返還は、貸付けを受けた修学資金の均等額を月賦、半年賦又は年賦のいずれかにより口座振替の方法により返還するものとする。ただし、いつでも一部及び全額を返還することができる。

(一時返還)

第10条 会長は、前条に規定する方法により返還させることが適当でないと認めるものについては、貸し付けた修学資金の全額を一時に返還させることができるものとする。

(修学資金返還計画書)

第11条 修学資金の貸付けを受けた者は、要綱第8条各号のいずれかの事由に該当し、修学資金を返還しなければならないときは、当該事由に該当することとなった日(要綱第11条又は第12条の規定により返還の猶予を受けている場合は、当該猶予期間が満了したとき。)から会長が定める期間内に、修学資金返還計画書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(免除の申請等)

第12条 要綱第9条又は第10条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(様式第7号)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について、免除の承認をしたときは修学資金返還免除承認通知書(様式第8号)により、免除の承認をしなかったときはその旨を申請者に通知するものとする。

(債務の裁量免除の額)

第13条 要綱第10条第1項第1号に該当する場合に免除することができる債務の額は、修学資金の貸付けを受けた者が、要綱第2条第3号に規定する返還免除対象業務に従事した期間を、修学資金の貸付けを受けた期間(この期間が2年に満たないときは2年とする)の2分の5(中高年離職者については2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

2 要綱第10条第2号又は第3号に該当する場合に免除することができる債務の額は、会長が定める額とする。

(猶予の申請等)

第14条 要綱第11条又は第12条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(様式第9号)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について、猶予の承認をしたときは修学資金返還猶予承認通知書(様式第10号)により、猶予の承認をしなかったときはその旨を申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第15条 修学生は、次に掲げる事由が生じた場合には、住所・氏名・勤務先変更届(様式第11号)又は休学等届(様式第12号の1～6)により養成施設の長を経由して、直ちに会長に届け出なければならない。

- (1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。(様式第11号)
- (2) 修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (3) 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- (4) 修学生が留年したとき。
- (5) 修学生であることを辞退するとき。

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届(様式第13号)に事実を証明する書面を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

3 第1項及び前項の規定は、当該修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

4 修学資金の貸付けを受けた者が、大阪府内において返還免除対象業務に従事したときは業務従事開始届(様式第14号)により、業務従事先を変更したとき又は返還免除対象業務に従事しなくなったときは業務従事先等変更届(様式第15号)に業務従事期間証明書(様式第16号)を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

(勤務期間の計算)

第16条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第17条 この要領に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年2月17日から施行する。
- 3 この要領は、平成29年12月18日から施行する。

(様式1) 大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程
介護福祉士修学資金貸付事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、介護福祉士修学資金貸付事業(以下「本事業」という。)にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次の通りである。

個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)	次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業面接担当者が相談により把握し、記載した事項 ①修学生名簿 ②修学資金貸付申請書 ③住民票(謄本) ④修学生決定・不承認通知書 ⑤推薦状 ⑥介護福祉士修学資金貸付推薦者名簿 ⑦在学証明書 ⑧誓約書 ⑨修学資金借用証書 ⑩印鑑登録証明書 ⑪源泉徴収票又は住民税課税証明書 ⑫住民税非課税証明書 ⑬生活保護受給証明書 ⑭保護変更決定通知書(写し) ⑮振込先金融機関の通帳など(写し) ⑯業務従事開始届 ⑰介護福祉士登録証(写し) ⑱現況報告書 ⑲業務従事期間証明書 ⑳修学資金返還計画書 ㉑修学資金返還猶予申請書 ㉒修学資金返還免除申請書 ㉓各種 承認・不承認通知書 ㉔その他会長が必要と認める各種届及び書類
個人情報の利用目的	本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の学業及び就業の促進、並びに質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	上記の各書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピュータに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 (1)内部での利用 ①申請状況管理 ②貸付状況管理 ③償還状況管理 (2)外部への情報提供 本事業の管理、事業報告のため、必要に応じて以下の団体に情報提供する場合がある。 ①地方公共団体 ②本事業を実施する社会福祉協議会等 ③本事業利用者が所属する介護福祉士養成施設 ④連帯保証人 ⑤その他法令に基づき、必要と認められる団体
その他の情報	本事業担当者は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、伝えてはならない。
個人情報保護担当者	福祉人材センター所長および所属職員
本事業における苦情対応担当者	福祉人材センター所長

3. 大阪福祉人材支援センターのご案内

■大阪福祉人材支援センターとは・・・

社会福祉法に基づき大阪府知事の指定を受けて、大阪府社会福祉協議会に設置されています。
そのうち、無料職業紹介事業については、職業安定法により厚生労働大臣の認可を得て実施しています。
(認可番号:27-ム-030004)

職業紹介・相談 ☞ WEB サイト「福祉のお仕事」を利用した就職活動をお手伝いします。

職場体験 ☞ 百聞は一見に如かず！体験登録ができます。

情報提供 ☞ 資格や福祉の現場まで、就職をサポートします。



※福祉の就職フェアや面接会、各種セミナーを開催しています。

大阪福祉人材支援センター

〒542-0065

大阪市中央区中寺 1-1-54 (大阪社会福祉指導センター 1 階)

開所時間 9:00～17:00(平日 月～金)

(※職業紹介 9:00～11:45、13:00～16:00)

TEL:06-6762-9020

FAX:06-6764-1574



地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅
下車④号出口から南西へ 400m

4. 介護の資格 届出制度のご案内

■届出制度とは・・・

平成 29 年 4 月 1 日から、社会福祉法の改正により、介護福祉士の資格を持つ方々が、介護の仕事から一度離れても、いつでも介護の仕事で再び活躍いただけるように届出制度が創設されました。

大阪福祉人材支援センターに届出、登録していただくことで、介護に関わる最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職の意向をもった時には、最適な就業場所を紹介するといった支援を継続して受けることができます。

【届出方法】

下記、いずれかの方法で届出登録を行ってください。

①インターネットでの登録

スマートフォンもしくはパソコンで「福祉のお仕事」ホームページにアクセスし、手順に沿って操作をおこなってください。

②大阪福祉人材支援センターの窓口での届出

インターネット環境をお持ちでない方、操作に不安のある方は、お気軽に窓口へお越しください。

③届出票を大阪福祉人材支援センターに送付

専用の届出票(大阪福祉人材支援センターのホームページからプリントアウト可)での登録。



↑ 届出はコチラから



「介護福祉士修学資金等貸付制度」法人保証の手引き

平成 30 年（2018 年）9 月発行

.....

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

大阪福祉人材支援センター 修学資金係

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1 丁目 1-54

大阪社会福祉指導センター 4 階

TEL : 06-6776-2943 （月～金（祝日を除く）9：00～17：00）

FAX : 06-6761-5413

（ホームページ）<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>